附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成三十年一月一日以後に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得をした場合は、なお従前の例による。

2　新規則の規定は、平成三十年一月一日以後に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得をした場合は、なお従前の例による。

3　この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（「旧規則」という。）第一条第十八項に規定する贈与認定前中小企業者、同条第十九項に規定する相続認定前中小企業者、第九条第二項に規定する特別贈与認定中小企業者及び同条第三項に規定する特別相続認定中小企業者については、それぞれ新規則第一条第二十項に規定する贈与認定前中小企業者、同条第二十二項に規定する相続認定前中小企業者、第九条第二項に規定する第一種特別贈与認定中小企業者及び第九条第三項に規定する第一種特別相続認定中小企業者とみなして、新規則の規定を適用する。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営繕技術専門官及び保全指導・監督官） **第三条**　官庁営繕部に、営繕技術専門官九人以内及び保全指導・監督官三人以内を置く。 2・3　（略） （建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報通信技術調整官、事業評価・保全企画官及び技術開発官） **第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報通信技術調整官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。 2・3　（略） 4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局並びに建設システム管理企画室、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官及び情報通信技術調整官の所掌に属するものを除く。）。 二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局並びに官庁営繕部、建設生産性向上推進官及び環境安全・地理空間情報技術調整官の所掌に属するものを除く。）。 5～8　（略） 9　建設生産性向上推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　直轄事業に係る生産性の向上に関する建設技術に関する研究及び開発に係る特定事項についての企画及び立案に関すること（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）。	（営繕技術専門官及び保全指導・監督官） **第三条**　官庁営繕部に、営繕技術専門官八人以内及び保全指導・監督官三人以内を置く。 2・3　（略） （建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報通信技術調整官、事業評価・保全企画官及び技術開発官） **第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報通信技術調整官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。 2・3　（略） 4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局並びに建設システム管理企画室、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官及び情報通信技術調整官の所掌に属するものを除く。）。 二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局並びに官庁営繕部及び環境安全・地理空間情報技術調整官の所掌に属するものを除く。）。 5～8　（略） （新設）